

団信加入希望	有・無
--------	-----

教育資金貸付申込書

会員氏名		所属名		貸付区分	新規借換
職員コード		所属コード			
借受申込額	円	希望する償還回数		回	
申込事由 (具体的に)	対象者氏名 (続柄)				
	学校名				
給料の月額	給料表 級 号給(号俸)		円		
	給料月額 × 3/10 =				
	給料月額 × 6/10 =				
※今回の貸付分を含めた毎月・ボーナス償還額がこの額(↑)を超えると、貸付できません。					
現在の借受状況	借受先	件数	借受額	毎月償還額	ボーナス償還額
	互助会		万円	円	円
	共済組合		万円	円	円
	厚生財団		万円	円	円
	その他		万円	円	円
	計		万円	円	円
<p>一般財団法人新潟県教職員互助会貸付規程に基づいて、上記金額を借受けたいので申込みます。 一般財団法人新潟県教職員互助会理事長 様 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">借受人 (自筆) 氏名 印</p>					
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 年 月 日 千 円</p> <p style="text-align: center;">所属所在地</p> <p style="text-align: center;">所属名</p> <p style="text-align: center;">所属長職氏名 印</p>					

- 注 1 貸付による毎月の償還額の合計が給料月額の10分の3を超えるとき若しくは、ボーナス償還額の合計が給料月額の10分の6を超えるとき又は休職、休業等による無給の場合は、新たな貸付はできません。
- 2 借用証書は貸付決定時に送付しますので、貸付日の5日前までに提出してください。
- 3 借換え等が完了したときは、直ちに完了報告書(貸付第2-3号)を提出してください。

事務局受付印

※ 互助会 記入欄			
決定金額 (円)			
毎月償還額			
貸付番号			

※本同意書は、署名、押印のうえ貸付申込書と同時に提出してください。
ご提出いただけない場合は、貸付け申込みを受け付けることができません。

貸付事業における個人情報に関する同意書

一般財団法人新潟県教職員互助会の貸付けの申込みにあたって、個人情報を下記「貸付事業における個人情報の取扱いについて」のとおり取扱うことに同意します。

貸付種別	教育資金貸付金
貸付申込金額	
貸付申込年月日	

一般財団法人新潟県教職員互助会理事長 様

年 月 日

同意者

借受人	所属名	(TEL)	
	現住所	(TEL)	
	職名	フリガナ	
	氏名	(印)	

※必ず本人が署名・押印してください。

※印鑑は、貸付申込書に押印されているものと同じものをご使用ください。

〈貸付事業における個人情報の取扱いについて〉

1 個人情報の利用目的

一般財団法人新潟県教職員互助会（以下「当互助会」という。）は、貸付けを受ける会員の皆様の個人情報を、次の利用目的の達成に必要な範囲内で利用します。

- 貸付けの審査・決定
- 貸付金の償還管理
- 当互助会が損害保険会社と締結した場合その貸付保険契約の事務手続き
- 2に掲げる業務の実施
- その他貸付事業の適切かつ円滑な実施

2 個人情報の第三者提供

当互助会は、貸付けを受ける会員の皆様の個人情報を、下記により第三者に提供します。

(1) 貸付金の送金関連

〈提供時期〉
当互助会が、貸付金の借受人口座への送金を依頼するとき
〈提供先〉
金融機関
〈提供先における個人情報の利用目的〉
貸付金を借受人の口座へ送金するため
〈提供される個人情報の内容〉
「振込依頼票」や「振込データ」等に記載された個人情報(氏名、振込先金融機関、貸付金額等)
〈提供の手段又は方法〉
電磁的記録媒体又は帳票を交付

(2) 貸付金の償還関連

〈提供時期〉
当互助会が、償還金の給与又はボーナスからの控除を依頼するとき
〈提供先〉
会員が所属する地方公共団体又は独立行政法人等
〈提供先における個人情報の利用目的〉
貸付償還金を給与又はボーナスから控除し、当互助会へ送金するため
〈提供される個人情報の内容〉
「償還金内訳書」又は「償還金控除依頼データ」等に記載された個人情報(氏名、貸付年月日、貸付残高、当月償還額等)
〈提供の手段又は方法〉
電磁的記録媒体又は帳票を交付

(3) 貸付保険関連

〈提供時期〉
借受人に債務不履行が発生した場合又は借受人に債務不履行の発生する可能性が極めて高い場合
〈提供先〉
○当互助会が必要と認める損害保険会社
〈提供先における個人情報の利用目的〉
貸付保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当互助会、他の損害保険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため ※
〈提供される個人情報の内容〉
○「貸付申込書」及び「借用証書」に記載された個人情報(住所、氏名等)
○保険金請求時に提出する資料に記載された個人情報(登記簿謄本、貸付金償還表等、弁護士等及び裁判所から債務整理に関して通知された文書、その他損害保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報)
〈提供の手段又は方法〉
帳票を交付

注：上記には当互助会を通じて間接的に取得する個人情報(保険金請求時等に必要書類に記載される借受人以外の個人情報)を含みます。

※再保険会社について

保険会社が危険の分散を図るため、引受けた保険契約上の責任の一部又は全部を他の保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といいます。

教育資金貸付申込額算定書

会員氏名		所属名	
職員コード		所属コード	

教育資金の申込金額が100万円を超える場合又は借換えの場合は、本書と根拠資料を申込書に添付して下さい。（借換え以外の新規で申込金額が100万円以下の場合は本書は提出不要です）

貸付けの対象となるのは申し込みから概ね2年間の以下の費用となります。

項目	必要額	根拠資料
入学金	円	左記の金額が分かる書類 (学校からの通知の写し、等)
授業料 年 月～ 年 月分	円	左記の金額が分かる書類 (学校からの通知の写し、請求書等)
施設利用料 年 月～ 年 月分	円	同上
アパート等の敷金・礼金	円	契約書の写し
アパート等の家賃 年 月～ 年 月分	円	契約書の写し
教材費 (購入が義務づけられている教科書等)	円	左記の金額が分かる書類 (請求書の写し、学校からの案内、等)
制服購入	円	同上
寄付金等 (納入が義務づけられているもの。 任意のものは対象となりません)	円	同上
奨学金等借換え (会員自身のものに限りません。)	円	金銭消費貸借契約書(借用証書)の写し、返済予定表(残高証明書)、返済用口座通帳(直近6ヶ月)又は給与明細(直近1ヶ月)等の写し
合計額 (申込金額がこの金額を超えている場合は貸し付けできません)	円	

対象となる必要経費と添付書類についての注意

- 1 アパート等の敷金、礼金、家賃については、対象となる会員の子が下宿する場合に限りません。
- 2 教材費、制服、寄付金については、学校から購入や寄付を義務づけられているものに限りません。
なお、教材費については、現時点で1年以下の期間の根拠資料しか添付できない場合は、必要額は根拠資料の額の2倍の額まで記載可能です。
- 3 金融機関等からの借換えの場合は、入金後に完了報告書(貸付第2-5号)と共に当該金融機関等からの完済した旨を証する押印のある金銭消費貸借契約書の写し等の貸付金が完済若しくは返済に充当されたことを証する書類の提出が必要です。

外国教育機関証明書
CERTIFICATE

氏名

NAME

生年月日

DATE OF BIRTH

1. 当校（教育機関）の正規の教育課程の修業年限は_____年間である。
Required years of our school's studying course is regularly for _____ years.
2. 上記の者の入学（修学又は受講）するコースの名称は、_____
The title of course that the person mentioned above will enter(study or attend)is
_____であり、修業年限は
_____ and to complete the course
_____年間である。
_____ years of study are required.

上記の事を証明します。

This is to certify that the person mentioned above is right.

日 月 年
DATE____MONTH____YEAR____

学校名

NAME OF SCHOOL

(SEAL)

職氏名

NAME

(SIGNATURE)

※ この証明書は、標記の者の保護者が所属する団体から学資を借用するために提出するものです。

This certificate is submitted to have a loan of the tuition fee from the organization that the protector of the person mentioned above belongs to.

教育資金について

貸付事由	<p>①会員の子どもが、学校教育法に定める大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、若しくは外国の教育機関（※）に入学又は修学中のための資金を必要とするとき。 （※入学（修学又は受講）する課程の修業年限が3年以上であり、かつ正規の教育課程の修業年限が1年以上である教育機関。）</p> <p>②会員自身の修学若しくは資格取得のための資金を必要とするとき。</p> <p>③会員自身の奨学金等の借換えのための資金を必要とするとき。</p>
貸付額	10万円単位とし、300万円以内で必要額の範囲内
利率	年利1.17%
返済回数	100回以内
償還開始	貸付を受けた翌月から償還します。
申込・貸付の時期	<p>1日～15日受付…翌月10日送金</p> <p>16日～月末受付…翌月25日送金</p>
提出書類	教育資金の貸付申込は、会員が互助会（互助厚生係）に対し「教育資金貸付申込書（貸付第9号様式）」を提出して行います。
添付書類	<p>○ 貸付事業における個人情報に関する同意書（貸付第90号様式）</p> <p>○ 進学の場合は、合格通知書又は入学許可書の写し</p> <p>○ 入学後は、在学証明書原本</p> <p>○ 会員の修学又は資格取得の場合で上記の提出が困難な場合は入学金、授業料等の必要経費が証明できるものの写し</p> <p>○ 貸付額が100万円を超える場合は、「教育資金貸付申込額算定書（貸付第9-2号様式）」及び貸付を受けてから2年以内の必要経費の証拠書類（入学金、授業料が分かる書類の写し、アパートの契約書の写し 等）</p> <p>○ 借換えの場合は、「教育資金貸付申込額算定書（貸付第9-2号様式）」及び以下を加える。</p> <p>(1) 現在貸付けを受けている金融機関等との金銭消費貸借契約書又は借用証書の写し（借入日、借入期間及び借入金額が記載してあるもの）</p> <p>(2) 返済予定表又は残高証明書</p> <p>(3) 口座振替の場合は、返済用口座の通帳の写し（返済用口座の名義人、口座番号及び申込月の直近6か月までの返済状況が分かるページ）</p> <p>(4) 給与天引きの場合は、給与明細及び賞与明細（直近1回）</p> <p>(5) 現在貸付けを受けている金融機関等からの完済した旨を証する押印のある金銭消費貸借契約書の写し等の貸付金が完済され、又は返済に充当されたことを証する書類（入金後）</p>
備考	子の人数に関わらず、上限額の範囲内で必要額を貸付できます。
提出先	〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4-1 (一財)新潟県教職員互助会 貸付担当者 あて